様式第1号(第4条関係)

粕屋町長 様　　申請年月日　　年　月　日

粕屋町移住支援金交付申請書

粕屋町移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			S・H・R　　年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2　移住支援金の内容

単身・世帯 (該当する欄に○を付けてください)		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (１の申請者は含まない)	人		
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人		
転入年月日	令和　　年　　月　　日							
移住元区分 ※　転入前の10年間のうち、「通算5年以上かつ直近で連続して1年以上」を満たす在住地等の区分 (該当する欄に○を付けてください)		①　東京23区在住者						
		②　東京23区在勤者（東京23区へ通勤する①以外の東京圏在住者） ※　東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県						
		③　①及び②以外の東京圏在住者						
		④　①～③を除く三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）在住者 ※　名古屋圏：岐阜県、愛知県及び三重県　大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県						
就業等区分 (該当する欄に○を付けてください)		就業 (一般)		就業 (専門人材)		就業 (人材確保困難職種)		就業 (自営農林漁業)
		関係人口		起業				
(就業の場合のみ記載) 就業年月日	令和　　年　　月　　日							

3　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙２「福岡県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
申請日から５年以上継続して、粕屋町に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
粕屋町における町税等に対する滞納の有無の確認について		A．同意する		B．同意しない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について		A．意思がある		B．意思がない
(就業の場合のみ記載) ※ただし、就業（専門人材）、就業（自営農林漁業）は除く 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A．３親等以内の親族に該当しない		B．３親等以内の親族に該当する

※　各種確認事項のB．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4　転出元の住所

住所		
年　月　日～ 年　月　日		
年　月　日～ 年　月　日		
年　月　日～ 年　月　日		

5　東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間	就業先（通学先）	就業地（所在地）
年　月　日～ 年　月　日		
年　月　日～ 年　月　日		
年　月　日～ 年　月　日		

6　就業時に活用した事業（次のうち、活用したものに〇を付けてください。）

（1）　就職支援サイト等　　※就業（人材確保困難職種）の場合	
	農林漁業就職応援サイト
	eナースセンター
	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
	介護の仕事の就職支援　（福岡県福祉人材センターによる紹介）
（2）　農林漁業の人材確保支援策　　※就業（自営農林漁業）の場合	
	農業次世代人材投資事業（経営開始型）
	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
	中山間地域活力創出推進事業
	経営体育成総合支援事業

管理コード（福岡県及び粕屋町使用欄）	

※　添付書類

【必ず必要な書類等】

□　①　写真付き身分証明書の写し
□　②　申請書（別紙１（誓約事項）、別紙２（個人情報取扱）を含む）
□　③　移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）
□　④　振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請人本人名義）

【場合により必要となる書類】
□　⑤　就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し
＜雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞
□　⑥　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
※　就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
＜東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合＞
□　⑦　在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等
※　条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村
＜個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞
□　⑧　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
□　⑨　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師等、保育士に就業した場合＞
□　⑩　指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）
＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合＞
□　⑪　福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し
□　⑫　介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し
＜自営で農林漁業に就業した場合＞
□　⑬　人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）